船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第19号	
事故等名	漁船第五蛸島丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年6月3日　19時00分ごろ	
発生場所	石川県禄剛埼北方約52海里沖合 (北緯38°　23′　、東経137°　31′　)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月1日仙台地方事故調査官が海難報告書を精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 　船種・船名・総トン数 　船舶番号 　船舶所有者等	 漁船第五蛸島丸　99トン 130060 濱田漁業株式会社	
乗組員等に関する情報	船長　四級海技士(航海)	
負傷者	負傷者なし	
損傷	スキャニングソナー送受波器昇降装置シャフト曲損	
事故等の経過	本船は大中型まき網漁業に従事する第三蛸島丸船団の探索船で、石川県蛸島港を出港して日本海で操業中、平成20年6月3日19時00分ごろ、調査を終えて漂泊する際、スキャニングソナー送受波器の格納操作を行ったところ格納できず、メーカーに交換部品の調達を依頼し、同部品到着まで突出したまま操業を続け、そのまま七尾港に入港して調査を行った。その結果、シャフトの曲損と水中浮遊物の接触痕が確認されたが、曲損状態では入渠できないため、水中でシャフトを切断したのち入渠上架し、シャフトと送受波器が新替された。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし なし なし 本船のシャフトに接触痕が確認されたことにより何らかの水中浮遊物に接触したことが考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、ソナー送受信器が何らかの水中浮遊物に接触したため、同ソナー送受信器が損傷したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	